

## 第5回岩手県分権推進会議議事の論点

### 1 二重行政解消のための取組について

前回の会議においても申し上げたところであるが、法令上、事務・権限が県、市町村のいずれにも専属しておらず、県と市町村がそれぞれ処理することが許容されており、結果として県と市町村の役割が明確でないまま二重行政（重複型）となっている事務・事業については、補完性の原理・近接性の原理と市町村優先の原則にしたがって見直し、「区分け」の線引きが必要と考えている。実際に県と市町村の役割・責務について具体的に「区分け」の線引きをするにあたっては、市町村と県がお互いの事務・事業の内容を把握した上で具体的な協議を行う必要があることは、言うまでもない。

また、国が推進しようとする政策に関して新たに法律が制定され、その法律に抽象的に地方公共団体の責務が盛り込まれているような場合にも、二重行政を未然に防止するため、県と市町村の役割分担の議論が必要であるし、国が政策の大枠を基本計画で定め、その基本計画に沿って都道府県が基本計画を定め、さらにその都道府県の計画に沿って市町村が基本計画を定めて事務・事業を進めていくような場合にも、県が計画を作成する段階で、県と市町村の役割分担について両者間において十分に協議することが必要であると考えます。

以上のようなことから、県と市町村の二重行政の解消のために、資料2に記載されている県と市町村の協議調整の場が必要との提案には基本的に賛同する。

なお、その調整の場において、あるべき「区分け」の線引きについて議論するにあたっては、財政的な裏付けの問題も含めて議論し、その問題について道筋をつけた上で、実際の線引きが行われるべきであると考えます。

### 2 広域振興局・市（町村）政策調整会議（仮称）について

市町村と県は、互いの施策を協議・調整する場を設置して、効率的な住民サービスの提供を目指すこととし、県と市町村の協議の場として広域振興局・市（町村）政策調整会議の設置ということが提案されている。

政策調整会議での協議項目の例としては、市町村と県の施策の推進と立案・調整、市町村と県の連携・協働、二重行政の解消・未然防止、権限移譲の推進、その他の地域課題に関することが掲げられている。

しかし、県と市の二重行政（重複型）の解消の協議調整について、広域振興局単位で行うことには疑問を感じる。なぜなら、県と市町村の二重行政となっている事務・事業は、市町村ごとの個別の事情のためではなく、法律上あるいは制度上、県と市町村の役割や責務が不明確であるがゆえに二重行政となっているのであり、四つの広域振興局単位で類似の調整を行うことは、人員と時間の浪費にほかならないからである。

それゆえ、県と市町村の二重行政（重複型）に関する協議については、広域振興局単位ではなく、全県単位で統一的に行われるべきであると考えます。

もっとも、県と市町村の連携、協働は、住民への効率的でより良いサービスの提供という観点から考えると非常に重要であり、それらについての調整が、十分に権限が付与された広域振興局の区域を単位として行われることは望ましい。